

重点目標

5

生活上の困難や課題に直面する人々が安心して暮らせる環境の整備

【現状と課題】

単身世帯やひとり親世帯の増加等に伴う家族形態の多様化、非正規労働者の増加など雇用・就業構造の変化、経済社会の急速なグローバル化などが進行する中で、幅広い層で貧困など生活上の困難を抱える人の増加が見られます。

特に、ひとり親家庭や障害のある人、高齢者、女性は、厳しい生活環境や雇用環境に置かれやすい状況にあります。そのうち女性は、出産・育児等により就業を中断する人や非正規雇用者が多いこと、賃金等の男女格差があること、配偶者等からの暴力*やセクシュアル・ハラスメント*の被害により社会生活に支障をきたすことなどで、男性に比べて貧困など生活上の困難に陥りやすくなっています。さらに、障害のある女性や外国人の女性などは、女性であることで複合的に困難な状況に置かれている場合が少なくありません。

また、若年層においても、社会的孤立化や未就労・非正規雇用による貧困の問題が深刻化しており、この要因として、経済の低迷により女性にとって厳しい雇用環境が男性にも拡大したことや、固定的性別役割分担意識*などもあげられます。

一方、男性の単身世帯や父子世帯、介護中の男性の中には、地域からの孤立化等の問題を抱えている人がいますが、その背景には、固定的性別役割分担意識に基づく男性の家庭や地域との関わり方や仕事優先の働き方があります。

また、性的指向*や性同一性障害など性別に関する偏見や固定観念等により、困難な状況に置かれ、人権を侵害されている状況にある人々がいます。

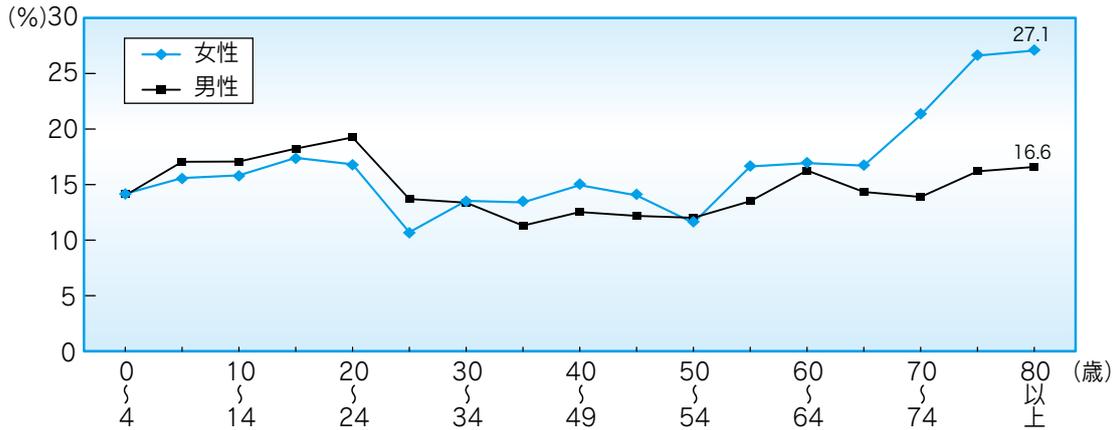
そのため、一人ひとりが、自信と誇りと喜びを持って自立した生活を送ることができるよう、人権を尊重し、多様な家族形態やライフスタイルを認め合う意識の醸成や固定的性別役割分担意識の解消が必要です。

併せて、「M字カーブ*問題」の解消、就労の場における均等な機会と公正な待遇の確保、仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス*）の推進、正規雇用と非正規雇用間の格差是正等非正規雇用の雇用環境の整備、自立した生活を送るための支援等に取り組む必要があります。

なお、災害が発生すると、平時の固定的性別役割分担意識が強化され、男女で異なるニーズや状況が配慮されないことなどが、被災者をさらに困難な状況に追い込み、その回復やまちの復興を遅らせることがあります。そのため、男性中心の防災分野に女性の参画を拡大するとともに、男女共同参画の視点を取り入れた防災体制を確立するよう取り組む必要があります。

このように、様々な困難な状況に直面している人々が、安心して暮らせるようになるためには、社会のあらゆる分野における男女共同参画の視点を踏まえた取組の推進が不可欠です。

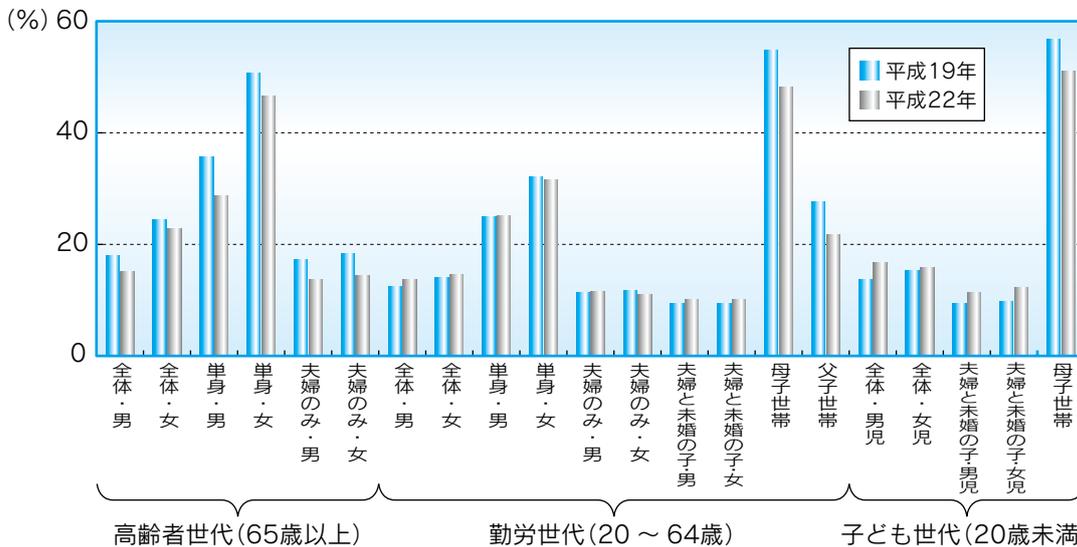
● 男女別・年齢階層別相対的貧困率(平成22年)〔全国〕



(備考)厚生労働省「国民生活基礎調査」(平成22年)を基に、内閣府男女共同参画局「生活困難を抱える男女に関する検討会」阿部彩委員の特別集計より作成

資料：内閣府「平成24年版男女共同参画白書」

● 世代・世帯類型別相対的貧困率(平成19年, 22年)〔全国〕



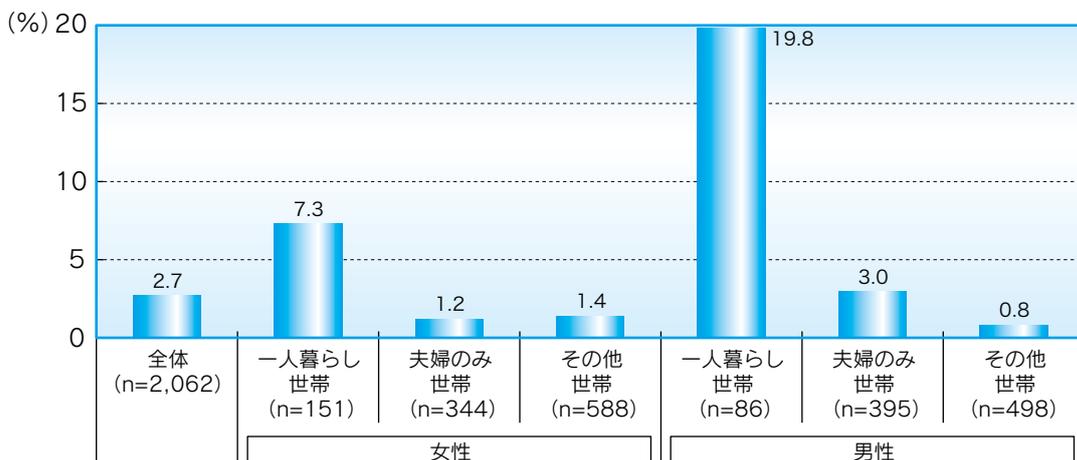
(備考)1.厚生労働省「国民生活基礎調査」(平成19年, 22年)を基に、男女共同参画会議基本問題・影響調査専門調査会女性と経済ワーキング・グループ(阿部彩委員)による特別集計より作成

2.相対的貧困率は、可処分所得が中央値の50%未満の人の比率

3.平成19年調査の調査対象年は平成18年,平成22年調査の調査対象年は平成21年

資料：内閣府「平成24年版男女共同参画白書」

● 困ったときに頼れる人がいない人の割合(60歳以上)〔全国〕



資料：内閣府「高齢者の住宅と生活環境に関する意識調査」(平成22年),「平成24年版男女共同参画白書」

施策の方向と概要

(1) ひとり親家庭等への支援

ひとり親家庭は、経済、子どもの教育、健康面などで不安が大きく、仕事と家庭の両立が難しいことなどから、個々の状況に応じた子育て、生活、就業、経済面等の総合的な支援を展開します。

特に、若年や未婚その他の理由により妊娠、出産、子育てにおいて困難な状況を抱えた女性や地域で孤立しがちな父子家庭については、その実態やニーズを把握し、子育てや生活等について必要な支援を講じます。

①ひとり親家庭等への経済的支援

ひとり親家庭に対する児童扶養手当の支給、医療費の助成、母子家庭に対する母子寡婦福祉貸付金の貸付けなどの経済的な支援を実施します。

②ひとり親家庭の母等の就業等自立の支援

母子家庭等就業・自立支援センター*における就業相談や就業支援講習会等の実施、自立支援給付金の支給、公共職業訓練等による職業能力開発などにより、総合的にひとり親家庭の母等の就業促進を図ります。

また、県地域振興局・支庁等に母子自立支援員を配置し、ひとり親家庭の相談支援体制の充実を図ります。

(2) 困難な状況に置かれた若者などの自立に向けた支援

不登校やひきこもり*、ニート*、フリーター*等の若者が置かれている困難な状況には、固定的性別役割分担意識を背景に、男女によって社会や家族の期待や求める役割が異なることが抑圧的に働いていることがあります。支援に当たっては、性別にかかわらず多様な生き方、働き方を尊重し、個人の個性や能力が発揮できるよう配慮します。その際、女性については、「家事手伝い」として括られることによりこれらの問題が潜在化していないか留意します。

また、配偶者等からの暴力*やセクシュアル・ハラスメント、性犯罪などの暴力被害者の中には、その心身に対する影響により就学や社会参加の困難に直面している人もいることに留意し、暴力の影響についての正しい理解を持って支援を行います。

一方、学校においては、進路指導等で、男女ともに経済的に自立していくことの重要性を認識し、性別によって選択の幅を狭めることなく、長期的な視点に立って人生を展望し、働くことを位置付け、準備できるような教育を推進し、将来に向けた社会人・職業人としての自立を支援します。

①若年期の自立支援

学校における不登校やいじめなどの問題に対応するため、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーの活用等による相談体制を整備します。

一方、「かごしま子ども・若者総合相談センター」で社会生活上困難に直面する子どもや若者及びその家族に対して助言など支援を行います。また、様々な分野の関係機関で構成される「子ども・若者支援地域協議会」において、それぞれの専門性を生かし、発達段階に応じた支援を連携して行います。

さらに、「地域若者サポートステーション」で、企業での職場体験や多様な就労支援メニューを提供し、ニート等の若者の職業的自立を支援します。

②暴力被害者の支援

配偶者や交際相手等からの暴力、セクシュアル・ハラスメント、性犯罪などの暴力の被害者に対して、精神的な回復や就業による自立支援を関係機関と連携して行います。

③地域から孤立する可能性のある人への支援

一人暮らし世帯等、地域から孤立する可能性がある人や世帯が、地域で安心して暮らすことができるよう、市町村が行う見守り活動を支援します。

(3) 高齢者が安心して暮らせる環境の整備

高齢者の自立した健康で安心な暮らしを支えるために、男女の生活実態や価値観、自らの状況に対する認識、身体機能等の違いに配慮した施策を展開します。その際は、高齢者の現状が、若い時期からの社会における固定的性別役割分担意識に基づく制度や慣行の影響を大きく受けていることを踏まえた上で、就業や社会参加の支援、経済的自立を支える制度や環境の整備、健康や安全面の生活自立に向けた取組、身体的性別に配慮した医療・介護予防への取組、良質な医療・介護基盤の構築等を進めます。

①高齢男女の就業促進と雇用の確保

男女の均等な機会と待遇の確保に配慮して、ハローワーク等と連携した高齢男女の就業支援を推進するとともに、各シルバー人材センターにおいて、会員が身近な地域で安心して働くことができるなど、高齢男女が生きがいを持って就業できる多様な機会を提供します。

なお、NPO等が高齢男女の雇用の受け皿ともなるよう、経営基盤強化等の支援を行います。

②男女のニーズに配慮した高齢者の生活の自立支援

本県は、高齢単身世帯や高齢夫婦世帯の割合が全国でも高いことなどから、高齢者が孤独感や生活への不安を抱えず安心して暮らせるよう、在宅福祉アドバイザーを中心とした見守りやボランティアによる生活支援など、住民参加により地域全体で高齢者を支える体制を確

立するため、コーディネーターを設置します。その際、高齢男女のニーズや生活実態の違いに配慮します。

また、高齢者の消費者トラブルを未然に防止するため、女性のみならず男性も含めた消費者教育・啓発の充実を図るとともに、高齢者の財産等の権利を保護するための成年後見制度の周知、制度活用の支援、後見人の育成を行います。また、高齢者や障害者の見守りネットワークの構築等により、被害を防止します。

高齢者の安全・安心に配慮したまちづくりや道路・住宅等の社会基盤整備等に男女共同参画の視点を立てて、高齢者に優しい生活環境の整備を推進します。

③男女の身体的特徴や性別に配慮した高齢者の医療・介護基盤の充実

高齢者を対象とした性差医療や男女の違いに配慮した生活習慣病対策、介護予防対策を推進します。

また、広く男女を対象に介護知識・技術の普及を図り、家族介護の負担軽減を図ります。その際、介護のための離職等により経済的に困窮したり、地域から孤立する介護者に配慮し、介護に必要な家事等の能力が不足していたり、地域との関わりがほとんどなく支援を求めることができない状況にある男性介護者の抱える問題にも対応します。

一方、高齢者の人権を尊重し、性別に配慮した医療・介護サービスの提供・保健医療施設や介護施設の運営により、医療・介護の質の向上を促進します。

なお、不足する医療・介護を担う人材の確保を図るため、賃金体系や処遇等を見直し、男女とも、生活の安定及び仕事と生活の調和を図ることができるよう、雇用制度や環境の整備を促進するとともに、求職・求人に係る情報提供、職業相談、職業紹介等を推進します。

(4) 障害者が安心して暮らせる環境の整備

男女共同参画の視点を踏まえながら、障害のある人もない人も共に生きる社会の構築を図ります。その際、障害のある女性は、障害に加えて、女性であることで、複合的に困難な状況に置かれている場合があることに留意します。

①障害のある男女のニーズに配慮した自立支援と生活環境の整備

障害者が、必要とする支援を受けつつ、自立と社会参加の実現を図っていくことを基本として、障害福祉サービスや相談支援、地域生活支援の提供体制の整備を進めます。

特に、「障害者110番」等における障害者の権利擁護に係る相談については、男女共同参画の視点を踏まえた対応を行います。

また、特別支援学校高等部等において、障害のある子どもが自立し、社会参加するために必要な力を培うため、全教育活動を通じ、生徒の実態等に応じて人権及び男女共同参画の視点に立った教育を推進します。

②男女の身体的特徴や性別に配慮した障害者の医療・介護基盤の充実

障害者の自立した生活を支え、障害者の抱える課題を解決するため、サービス等利用計画の充実を図り、適切な医療や介護サービスの提供を促進します。

また、障害者虐待の未然防止、早期発見、早期対応を行うため、虐待の背景に留意しながら、情報提供、助言等の必要な支援を行います。

(5) 外国人が安心して暮らせる環境の整備

社会のグローバル化の進展に伴い、本県で暮らす外国人は増加しており、その数は男性よりも女性が多く（2011年次法務省統計：女性4,545人、男性1,739人）なっています。国際結婚は平成23年においては、その約8割が夫は日本人で妻は外国人という組合せです。

外国人の女性は、言語の問題、習慣や価値観の違い、頼れる身寄りが身近にいないことなどによる孤立化などの困難に加え、女性であることでさらに複合的に困難な状況に置かれており、そのような状況を踏まえた支援を進めます。

①複合的な生活上の困難を抱える外国人の女性に対する支援

外国人の女性が、経済、就労、住宅、教育、夫婦・家族関係、近所付き合いなどで様々な問題を抱えつつも地域で孤立化しないように、同じ境遇にある人同士が交流したり、地域の日本人と相互に文化や風習を学び合える機会づくりを促進します。また、多言語での情報提供や相談体制の充実を図ります。

また、外国人の女性の、配偶者等からの暴力や人身取引*などの被害が潜在化することを防ぐために普及・啓発を図るとともに、被害者に対しては、県女性相談センター等において、相談対応・保護などの支援を行います。

(6) その他複合的に困難な状況に置かれている人々の支援

人権擁護の取組においては、同和問題その他人権を侵害される問題で生活上の困難に直面し、さらに女性であることで複合的に困難な状況に置かれている人々に配慮する必要があります。

また、性的指向や性同一性障害など性別に起因する偏見や固定観念等により困難な立場に置かれている人々の個人の尊厳が保障されるよう、人権教育・啓発等を進めます。

①同和問題等人権問題の解決

同和問題その他人権を侵害される問題の解決を図るためには、それぞれの人権問題に複合的に絡まる性別に起因する人権問題の解決が不可欠であり、その認識に立った普及・啓発を行います。

②性的指向や性同一性障害等を理由として困難な状況に置かれている人々への支援

性的指向や性同一性障害を理由として困難な状況に置かれることがないように、差別や偏見の解消を目指す人権教育・啓発を推進するほか、人権を侵害された被害者の救済に取り組みます。

(7) 子どもが安心・安全に暮らせる環境の整備

子どもたちが安心・安全に暮らし、健やかに成長できるよう、暴力の根絶に向けた環境づくりや医療体制の整備を行います。また、子どもへの貧困の連鎖を断ち切るなど、社会全体で子どもを支える取組を進めます。

①子どもに対する虐待や性犯罪等の暴力の根絶

子どもに対する虐待や性犯罪等の暴力を根絶するための体制整備、予防啓発等の充実を図ります。

また、援助交際・児童買春を予防するための教育や携帯電話等のフィルタリングの普及・啓発活動などにより、子どもの性犯罪被害を防止するための取組を推進するとともに、子どもに対する性・暴力表現について、メディア産業の自主規制等の取組を促進します。

②暴力被害者である子どもの早期発見と適切な保護

学校、児童相談所、警察等が連携して、虐待、性犯罪、児童買春、児童ポルノの認知・把握による事案の顕在化に努め、暴力・虐待等の早期発見・早期対応、被害者である子どもの迅速かつ適切な保護に当たるとともに、加害者の摘発や処罰等に厳正に対処します。この際、家庭内における配偶者間の暴力など児童に著しい心理的外傷を与える言動も児童虐待に当たること留意します。

また、被害者である子どもの心身の回復を図るため、心身の状況等に十分な配慮をしたカウンセリング等のケアを行います。

③子どもが安心して生活できる環境づくり

家庭の経済状況等が子どもの進学機会や学習意欲に影響を及ぼし、生活上の困難が世代を超えて継承されることがないように、教育費の負担軽減を進めるとともに、子ども一人ひとりに対して、教育や福祉関係者、地域のボランティアなどが連携し、生活面や学習面での支援、家庭への支援などを行う取組を促進します。

また、犯罪による子どもの被害を防止するため、学校や家庭、PTA等の団体、地域住民、関係機関等が連携し、地域ぐるみで子どもの安全を守る環境の整備を推進するとともに、警察においては、声かけ、つきまとい等に関する情報収集及び分析、情報提供を行います。

④社会全体で子どもを支える取組の促進

男女とも子どもに関わることができる仕事と生活の調和の実現に向けて、気運の醸成や就業環境の整備の促進に取り組みます。

一人ひとりの子どもの育ちに学校や家庭だけに関わるのではなく、県民みんなで子育てを支え合うという意識を共有し、社会全体で応援するための体制づくりを民間団体と連携しながら推進します。

(8) 災害により困難に直面する男女のニーズへの配慮と女性の参画拡大による防災・災害復興対策の推進

東日本大震災等の検証において、被災時には、平時の固定的性別役割分担が強化され、増大した家庭的責任が女性に集中する一方、男性には復興作業の負担がかかったり、避難所の運営が主に男性によって行われ、女性や子育て家庭のニーズが反映されないなどの問題が明らかになりました。

このような問題を解決し、地域における生活者の多様な視点を反映した防災対策の実施により、地域の防災力向上を図るため、防災に関する政策・方針決定過程及び防災の現場における女性の参画を拡大し、男女共同参画の視点を踏まえて防災体制を確立する取組を推進します。

①防災分野の政策・方針決定過程や防災の現場における女性の参画拡大

防災分野における政策・方針決定過程に女性の参画を拡大するとともに、女性の消防団員の確保、女性の消防職員の採用や女性の防災リーダー養成の促進、女性警察官の採用・登用の拡大等により、防災現場における女性の参画拡大に向けた取組を促進します。

②男女共同参画の視点を踏まえた防災・災害対応

被災時においては、女性の参画を推進し、固定的性別役割分担意識の解消に留意しながら、女性専用の物干し場、更衣室、授乳室の設置、安全やプライバシーの確保等、男女双方や子育て家庭のニーズ等に配慮した避難所の運営に努めるなど、「県地域防災計画」に基づいた防災対策を推進します。

また、市町村の「地域防災計画」及び「避難所管理運営マニュアル」等の災害に関する各種マニュアル等には、男女共同参画の視点を踏まえるよう助言等を行います。

さらに、災害ボランティア活動においては、ボランティアの安全の確保など男女共同参画の視点に配慮がなされるよう働きかけます。

③女性、高齢者、外国人等にも配慮した防災教育及び防災情報提供の促進

高齢者、障害者、外国人、乳幼児、妊産婦等にも配慮して、防災教育や防災知識の普及、防災情報の提供の促進に努めます。

重点目標5 生活上の困難や課題に直面する人々が安心して暮らせる環境の整備

施策の方向及び概要	具体的施策	所管課・室
(1) ひとり親家庭等への支援		
①ひとり親家庭等への経済的支援	母子・寡婦福祉資金の貸付け	子ども福祉課
	母子・寡婦・父子たすけあい資金の貸付け	子ども福祉課
	児童扶養手当の給付	子ども福祉課
	ひとり親家庭等への医療費の助成	子ども福祉課
②ひとり親家庭の母等の就業等自立の支援	母子家庭の母等への就業相談等の実施と母子家庭等自立支援給付金の支給	子ども福祉課
	母子福祉センターの運営費補助及びひとり親家庭の連携促進	子ども福祉課
	ひとり親家庭への家庭生活支援員の派遣	子ども福祉課
	母子家庭の母等に対する職業訓練	雇用労政課
(2) 困難な状況に置かれた若者などの自立に向けた支援		
①若年期の自立支援	キャリア教育・職業教育の充実とライフプランニングの支援	高校教育課
	就業支援と雇用確保	雇用労政課
	相談員等支援に携わる人材の養成	青少年男女共同参画課 障害福祉課
	関係機関のネットワークの構築、相談・支援体制の充実等	青少年男女共同参画課 障害福祉課 子ども福祉課 雇用労政課 義務教育課 高校教育課
	修学のための学資金の貸与	総務福利課
②暴力被害者の支援	暴力被害者の精神的回復と自立に向けた支援	男女共同参画室 子ども福祉課 義務教育課 高校教育課 被害者支援室
③地域から孤立する可能性のある人への支援	一人暮らし世帯等の見守り・支援	社会福祉課
(3) 高齢者が安心して暮らせる環境の整備		
①高齢男女の就業促進と雇用の確保	シルバー人材センターの支援等による身近な地域で安心して働くことができる多様な就労機会の提供	雇用労政課

施策の方向及び概要	具体的施策	所管課・室
②男女のニーズに配慮した高齢者の生活の自立支援	高齢者等の見守り活動と日常生活支援体制の整備	社会福祉課
	高齢者に対する生活資金の貸付けと援助指導	社会福祉課
	高齢者に配慮したまちづくりの整備促進	障害福祉課 道路維持課 都市計画課
	高齢者に対応した県営住宅やサービス付き高齢者向け住宅の整備	住宅政策室
	高齢者の消費者トラブル未然防止対策	消費者行政推進室
	成年後見制度の周知・活用支援	介護福祉課 障害福祉課
③男女の身体的特徴や性別に配慮した高齢者の医療・介護基盤の充実	介護予防対策の推進	介護福祉課
	家庭介護者等の介護負担軽減のための介護支援の充実	介護福祉課
	介護サービスの質の確保のための人材の養成・確保	介護福祉課
	介護負担軽減のための介護知識・介護技術の普及	介護福祉課
	介護に関する相談体制の整備	介護福祉課
	高齢者の虐待防止のための普及・啓発と早期対応に向けた対策の推進	介護福祉課
(4) 障害者が安心して暮らせる環境の整備		
①障害のある男女のニーズに配慮した自立支援と生活環境の整備	障害者に配慮したまちづくりなど障害者が自立しやすい社会基盤の整備	障害福祉課 道路維持課 都市計画課
	障害者の雇用と就労の促進	雇用労政課
	特別支援学校における自立のための教育	義務教育課
②男女の身体的特徴や性別に配慮した障害者の医療・介護基盤の充実	介護・医療等のサービスの充実	障害福祉課
	障害者の自立支援のためのサービス提供者等の人材育成	障害福祉課
	相談体制の充実	障害福祉課
	障害者の虐待防止のための普及・啓発と相談窓口の設置等早期対応に向けた対策の推進	障害福祉課
(5) 外国人が安心して暮らせる環境の整備		
①複合的な生活上の困難を抱える外国人の女性に対する支援	外国人の地域での孤立化を防止するための交流等の支援	国際交流課
	行政情報・生活情報等の多言語による提供、相談体制の充実等による外国人の生活支援	国際交流課
	暴力の被害を受けた女性からの相談への対応・保護	男女共同参画室 子ども福祉課
	外国人留学生への奨学金の給付等、外国人への経済的支援	国際交流課

施策の方向及び概要	具体的施策	所管課・室
(6) その他複合的に困難な状況に置かれている人々の支援		
①同和問題等人権問題の解決	人権相談体制の充実	人権同和对策課
②性的指向や性同一性障害等を理由として困難な状況に置かれている人々への支援	差別や偏見の解消を目指した教育・啓発活動	人権同和对策課 人権同和教育課
	人権侵害の被害者の救済	人権同和对策課
	人権相談体制や相談・カウンセリング体制等の整備	人権同和对策課
(7) 子どもが安心・安全に暮らせる環境の整備		
①子どもに対する虐待や性犯罪等の暴力の根絶	子どもに対する虐待や性犯罪等暴力を根絶するための体制整備と予防啓発等の充実	子ども福祉課
	援助交際及び出会い系サイト等の利用防止のための教育、啓発活動の推進	青少年男女共同参画課 義務教育課 高校教育課
	メディアによる子どもに対する性・暴力表現の流通・閲覧等に関する対策	青少年男女共同参画課
②暴力被害者である子どもの早期発見と適切な保護	子どもが相談しやすい環境整備と被害児童に対する適切な対応	義務教育課
	家庭相談員等による相談対応及び体制の充実	子ども福祉課
	子どもに関する悩みを抱える家庭からの電話相談への対応	子ども福祉課
	母子自立支援員による相談対応	子ども福祉課
	児童虐待の発生を予防するための保護者等に対する個別相談・カウンセリング等の実施	子ども福祉課
	発育に問題のある乳幼児等に対する専門的支援の実施	子ども福祉課
	児童相談所等における被害児童の保護、相談・支援	子ども福祉課
③子どもが安心して生活できる環境づくり	子どもが被害者となる性犯罪、児童虐待、児童ポルノ及び児童買春事案に対する適切な対処	少年課 捜査第一課
	世代を超えた貧困の連鎖を防止するための自立の前提となる子どもの学びの支援	総務福利課
	障害のある子どもの自立と社会参加に向けた特別支援教育の推進	義務教育課
	障害のある子どもに対する在宅サービスや放課後支援等、子どもの状況に配慮した適切な支援	障害福祉課 子ども福祉課
	小児医療体制の整備	地域医療整備課
④社会全体で子どもを支える取組の促進	地域ぐるみで子どもの安全を守る環境の整備	生活安全企画課
	男女とも子育てに参画できる仕事と家庭の調和の実現に向けた気運の醸成と就業環境の整備の促進	青少年男女共同参画課 雇用労政課
	地域全体で子育てや子どもの教育に取り組む体制づくり	青少年男女共同参画課
	家庭教育における子育てに関する情報提供及び相談体制の充実	社会教育課

施策の方向及び概要	具体的施策	所管課・室
(8) 災害により困難に直面する男女のニーズへの配慮と女性の参画拡大による防災・災害復興対策の推進		
①防災分野の政策・方針決定過程や防災の現場における女性の参画拡大	女性の消防団員の確保や女性の消防職員の採用等の促進	消防保安課
	女性のリーダーの養成の促進	危機管理防災課
	女性警察官の採用・登用の拡大	警 務 課
②男女共同参画の視点を踏まえた防災・災害対応	「県地域防災計画」の見直し	危機管理 防 災 課 社会福祉課
	市町村における「地域防災計画」の策定促進	危機管理防災課
	市町村における「避難所管理運営マニュアル」の策定促進	社会福祉課
	災害ボランティア活動の支援	社会福祉課
③女性、高齢者、外国人等にも配慮した防災教育及び防災情報提供の促進	防災に関する知識の普及、学習機会の拡充の促進	危機管理防災課

重点目標

6

政策・方針決定過程への女性の参画の拡大

【現状と課題】

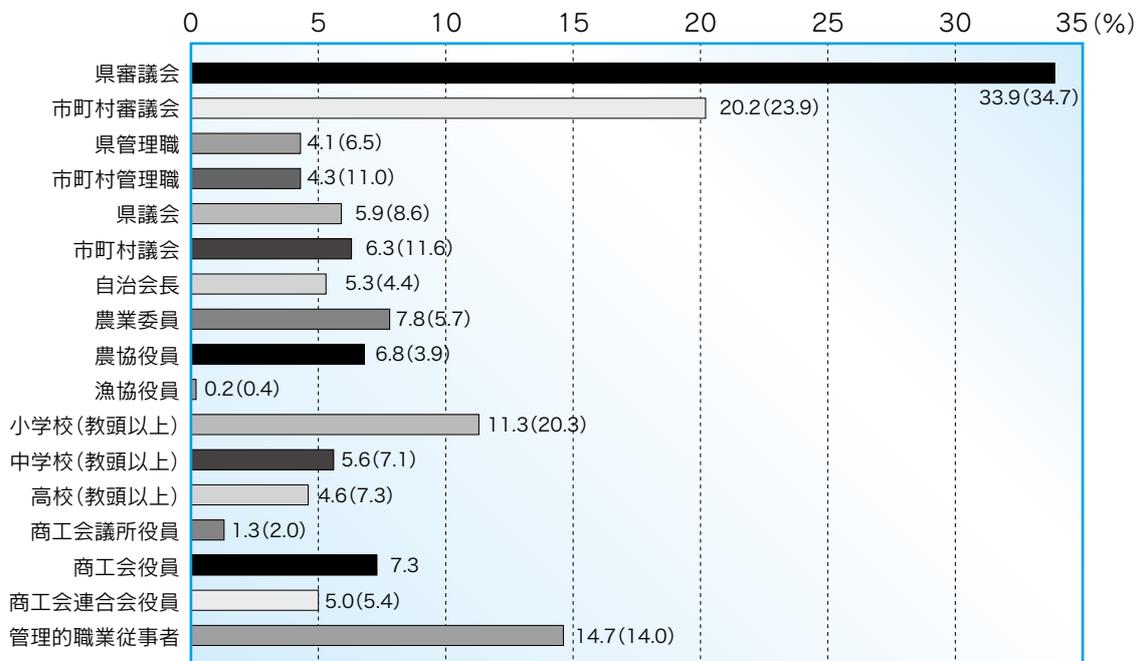
経済その他社会の様々な分野の発展のためには、各分野の政策・方針決定過程に多様な立場の人が多様な意見を持って参画し、男女双方の意思が公正に反映されることが重要です。しかし、女性は、人口の半分、労働人口の約4割を占め、社会において様々な活動を担っているにもかかわらず、政策・方針決定過程への参画は低調です。

本県の審議会等委員に占める女性の割合は、これまでの登用促進の取組により33.9%（平成24年3月31日現在）に向上したものの、県議会議員に占める女性の割合は、5.9%、市議会議員では8.1%、町村議会議員では3.6%（平成23年12月31日現在）、自治会長では5.3%（平成24年4月調査）と、県・市町村の政治や地域づくり活動への女性の参画は進んでいません。

このような状況を改善するためには、県が率先して女性の参画拡大に向けた取組を進めていくとともに、市町村、事業者、団体等に対する働きかけや支援を行う必要があります。

また、関係機関や団体と連携しながら、女性の人材の育成や各分野で活躍する人材の掘り起こしを進めていくとともに、こうした人材に社会で活躍する機会を提供する必要があります。

● 各分野における女性の参画状況〔本県〕



(備考) ()内は全国平均値

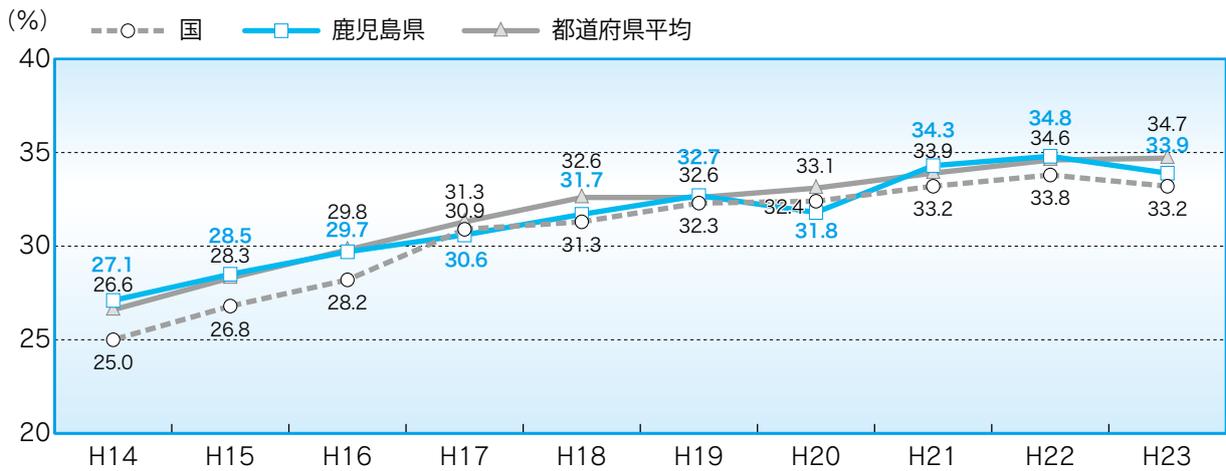
資料：「平成24年度かごしま男女共同参画の状況」

内閣府「地方公共団体における男女共同参画社会の形成又は女性に関する施策の推進状況（平成24年度）」

「女性の政策・方針決定参画状況調べ（平成24年12月）」

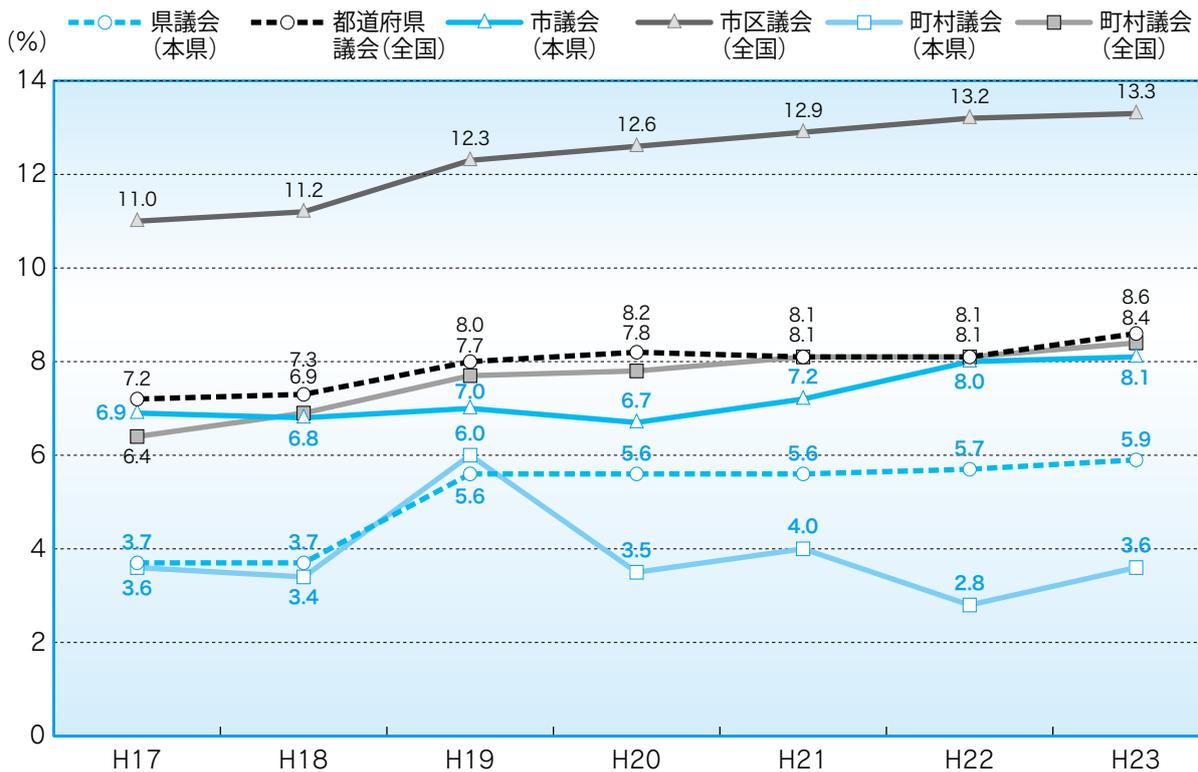
総務省「平成22年国勢調査」

● 審議会等委員における女性の割合の推移〔本県・全国〕



資料：内閣府「地方公共団体における男女共同参画社会の形成又は女性に関する施策の推進状況」
「女性の政策・方針決定参画状況調べ」

● 議会議員における女性の割合の推移〔本県・全国〕



資料：総務省「地方公共団体の議会の議員及び長の所属党派別人員調等」
H19～21は県男女共同参画室調べ

施策の方向と概要

(1) 行政分野における女性の参画の拡大

行政のあり方や実施される施策は、県民の意識や生活に大きな影響を及ぼすことから、固定的性別役割分担意識*を助長したり、行政サービスの受益と負担に性別によって不均衡や不公平

が生じることなく、男女双方の行政ニーズが適切に反映されるよう、その政策・方針決定過程への女性の参画拡大を図ります。

①県の審議会等委員への女性の登用推進

県の審議会等委員については、女性の年次別登用計画を作成し、計画的登用推進を図ります。その際、委員の推薦を依頼する団体に協力を要請したり、職務指定委員の見直しを検討します。

②市町村の審議会等委員への女性の登用促進

市町村における審議会等委員への女性の登用状況を把握し、その登用促進を積極的に働きかけます。

③県における女性の職員の登用等の推進

研修や人事異動を通じて人材の育成に努め、女性の職員の管理職への登用を推進します。

また、女性の職員の就労継続を支援するため、女性が働き続けていく上での仕事や生活上の悩みや心配事について相談できる体制を整えるとともに、仕事と育児・介護の両立支援制度の活用促進を図り、仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス*）を実現しやすい環境づくりに努めます。

④市町村における女性の職員の登用等に関する助言

市町村における女性の職員の登用状況を把握し、女性の職員の登用等に関する助言を行います。

⑤県政推進における女性の意見の反映

多様な立場の女性の意見を県政に反映させるように努めます。

(2) 教育分野における女性の参画の拡大

教育の内容は、子どもたちをはじめ教育を受ける一人ひとりの人生観や職業観、男女観に大きな影響を及ぼすとともに、教育に携わる人の役職や職務が性別により固定化することは、教育を受ける人が性別に対する偏見や固定観念を持つことにつながりかねないことから、男女双方の参画により教育及び学校の運営が行われるよう、教職員等教育関係者への女性の登用に配慮します。

①公立学校の教職員における女性の登用推進

教職員に対して、学校組織マネジメントに関する研修等を行うことにより、学校経営に必要な意識の醸成や能力開発の機会を提供し、女性の管理職任用標準試験への受験を促進することにより、女性の管理職への登用推進に努めます。

また、学校経営の責任を男女双方が担うよう、各分野の責任者への女性の登用を進めます。

(3) 雇用分野における女性の参画の拡大

雇用分野において女性の参画機会を確保することは、女性の自己実現と経済的自立にとって必要不可欠です。さらにそのことは、労働力の確保にとどまらず、これまでの男性中心の経済活動に多様な視点を取り入れ、新たなサービスを生み出す可能性を広げるなど、経済の活性化にもつながります。このような女性の参画の意義について、社会の理解を広め、企業に対して、女性の登用や女性が働き続けることができる職場環境づくりを働きかけます。

①企業における女性の参画の促進

女性の管理職等への登用を促進するなどの積極的改善措置(ポジティブ・アクション)*^{*}についての普及に努め、企業の先進的取組等についての情報収集・提供を図ります。

また、働く女性のネットワーキングを図ることを支援します。

②仕事と生活の調和の促進

男女を問わず、仕事と育児、介護の両立支援制度の活用等により、仕事と生活の調和(ワーク・ライフ・バランス)を実践しやすい雇用環境の整備を促進します。

(4) 農林水産業・商工業等自営業の分野における女性の参画の拡大

農林水産業・商工業等自営業の経営において、女性が果たしている役割や貢献が適正に評価されるとともに、政策・方針決定過程への女性の参画が促進されるよう、農林水産業及び商工業関係団体に対する普及・啓発を行い、女性の登用を働きかけます。

①農林水産業分野における女性の登用促進

農業委員については、県農業会議と連携の下、市町村や市町村議会等に対して女性の登用について要請を行います。

また、農業協同組合、森林組合及び漁業協同組合に対して、役員等への女性の登用促進について働きかけを行います。

②商工業分野における女性の登用促進

商工会や商工会議所、その他の商工団体に対して、役員等への女性の登用促進について働きかけを行います。

(5) その他の分野における女性の参画の拡大

各種機関や団体、組織において女性の能力が発揮されることは、それぞれの団体や組織、業界や地域の活性化に不可欠であるという認識の醸成を図るとともに、女性のリーダーの育成や方針決定過程への女性の登用を促進します。

①各種機関、団体、組織等における女性の参画促進

経済団体、専門的職業及び職能団体、業種団体、PTA、スポーツ団体、自治会等地域コミュニティ組織、地域づくり活動団体等の各種機関・団体・組織に対して、女性の能力発揮の重要性について認識を深める啓発を行うとともに、それら団体等における女性の参画状況を把握し、女性の役員等への登用について要請を行います。

(6) 女性の人材育成及び人材情報の整備

女性の能力開発を支援し人材育成を図るとともに、女性の人材情報を整備することにより、女性の参画を促進します。

①政治・行政分野における女性の人材の育成

女性の政治や行政の関係者等を対象に、地方自治を担う力量形成のための学習機会を提供します。

②地域社会における女性の人材の育成

自治会やPTA等地域の様々な団体において、役員等への女性の登用を促進するため、多様な人材の育成を行います。

また、啓発活動を通して、生涯学習リーダーや社会教育関係団体のリーダーとして女性の人材を養成します。

③農林水産業分野における女性の人材の育成

女性農業経営士*、青年林業士*、漁業士*の養成・認定や各種研修の実施により、農林水産業分野における女性のリーダーの育成を推進します。

④国際交流・協力を通じた女性の人材の育成

海外派遣により、国際的感覚や視野を有する女性のリーダーを育成するとともに、青年海外協力隊への女性の派遣を促進します。

⑤女性の人材情報の収集・整備

女性の人材に関する情報を収集・整備し、各種審議会等をはじめ政策・方針決定過程への女性の登用に活用するほか、必要に応じて大学や企業等に提供します。

また、働く女性のネットワーキングを図ることを支援し、ネットワークを通じて新たな人材を発掘します。

重点目標6 政策・方針決定過程への女性の参画の拡大

施策の方向及び概要	具体的施策	所管課・室
(1) 行政分野における女性の参画の拡大		
①県の審議会等委員への女性の登用推進	年次別登用計画書に即した計画的な女性の登用	男女共同参画室 関係課・室
②市町村の審議会等委員への女性の登用促進	市町村における登用状況の調査と結果の公表	男女共同参画室 関係課・室
③県における女性の職員の登用等の推進	能力開発・向上のための研修等の実施	行政管理室
	女性の登用の推進	人 事 課
	女性も相談しやすい体制の整備	職員厚生課
④市町村における女性の職員の登用等に関する助言	仕事と育児・介護の両立支援制度の活用促進	人 事 課
	市町村の職員における女性の登用等に関する助言	市 町 村 課
⑤県政推進における女性の意見の反映	市町村における登用状況の調査と結果の公表	男女共同参画室 関係課・室
⑤県政推進における女性の意見の反映	政策への女性の意見の反映	企 画 課
(2) 教育分野における女性の参画の拡大		
①公立学校の教職員における女性の登用推進	学校運営における能力開発の機会の提供、管理職に必要な意識の醸成	教 職 員 課
	管理職任用標準試験の女性の受験の促進	教 職 員 課
(3) 雇用分野における女性の参画の拡大		
①企業における女性の参画の促進	ポジティブ・アクションに関する普及・啓発	雇用労政課
	管理職等への女性の登用状況などのポジティブ・アクションに関する企業の取組の調査及び結果の公表	雇用労政課
	企業の先進的取組についての情報収集・提供	男女共同参画室
	働く女性のネットワーキングの支援	男女共同参画室
②仕事と生活の調和の促進	仕事と生活の調和のための取組の促進	雇用労政課
(4) 農林水産業・商工業等自営業の分野における女性の参画の拡大		
①農林水産業分野における女性の登用促進	農業委員への女性の登用促進	農村振興課
	農業協同組合役員への女性の登用促進	農業経済課
	森林組合役員への女性の登用促進	環境林務課
	漁業協同組合役員への女性の登用促進	水産振興課
②商工業分野における女性の登用促進	商工会等商工団体役員への女性の登用促進	商工政策課

施策の方向及び概要	具体的施策	所管課・室
(5) その他の分野における女性の参画の拡大		
①各種機関、団体、組織等における女性の参画促進	女性の能力発揮の重要性についての広報・啓発	関係課・室
	各団体等に対する女性の登用の働きかけ	関係課・室
(6) 女性の人材育成及び人材情報の整備		
①政治・行政分野における女性の人材の育成	県・市町村職員等政治・行政分野の女性のエンパワメントの支援	男女共同参画室
②地域社会における女性の人材の育成	多様な女性の人材の育成	男女共同参画室 関係課・室
	女性の生涯学習リーダーの養成	社会教育課
	社会教育関係団体における女性のリーダーの養成	社会教育課
③農林水産業分野における女性の人材の育成	女性農業経営士の養成・認定	経営技術課
	女性の青年林業士の養成・認定	森林経営課
	女性の漁業士の養成・認定	水産振興課
④国際交流・協力を通じた女性の人材の育成	海外派遣による国際的感覚や視野を有する女性のリーダーの育成	青少年共同参画課
	青年海外協力隊への女性の派遣促進	国際交流課
⑤女性の人材情報の収集・整備	女性の人材情報の収集	男女共同参画室

重点目標

7

男女ともに能力を発揮できる就業環境の整備の促進

【現状と課題】

就業は、個人の生活に経済的基盤を与えると同時に、自己実現につながるものです。そのため、性別にかかわらず一人ひとりが、その能力を十分に発揮することができる就業環境を整備することは、人権尊重の視点から極めて重要であるとともに、ダイバーシティ*の推進による社会・経済活動の活性化という点からも要請されます。

しかしながら、出産前に仕事をしていた女性の半数以上が第1子の出産を機に退職し、その多くが出産・育児期に就業を中断することから、女性の年齢階級別労働力率を表す曲線は、30代を底とするM字カーブ*を描いています。しかも、その雇用形態についてみると、子育て期にあたる年代以降は、パートタイム労働等の非正規雇用の割合が高くなっており、賃金や管理職等への登用など就業の場の待遇や機会において男女間の格差も存在しています。

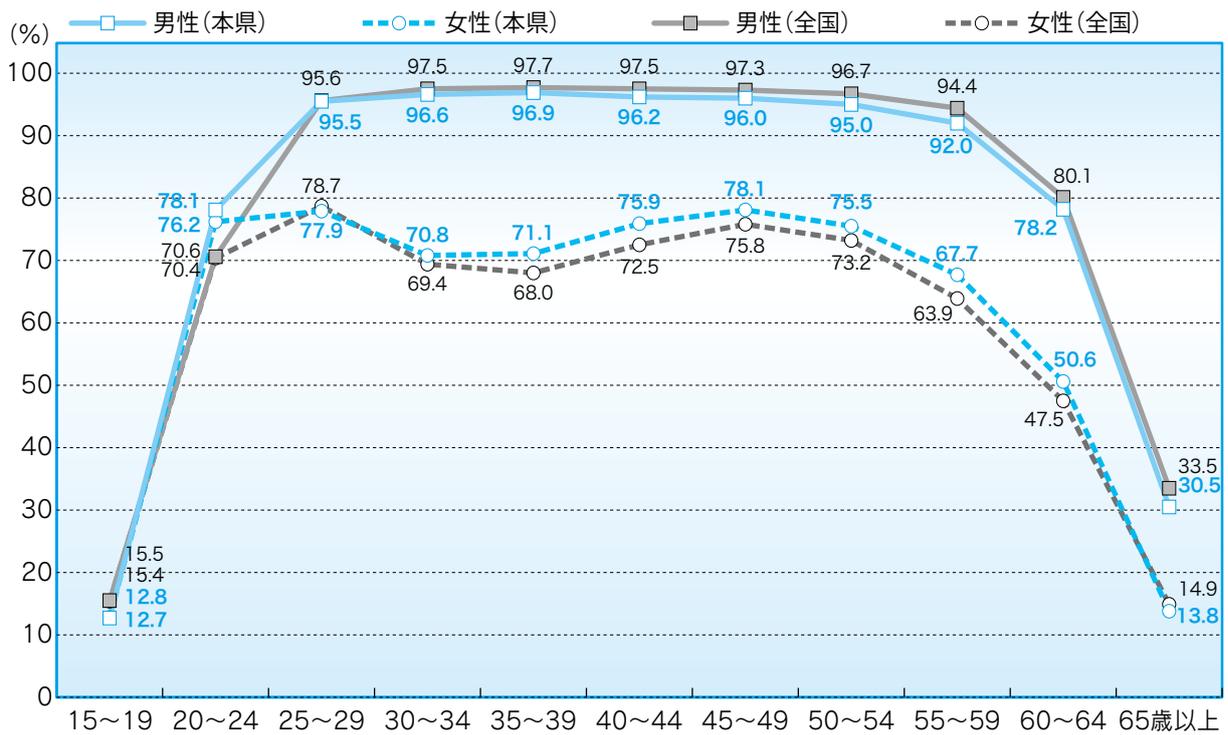
そのため、継続して就業できる制度・環境の整備や積極的改善措置（ポジティブ・アクション）*を促進し、女性の就業継続や再就職の支援及び登用促進並びに男女の機会と待遇の均等の確保に取り組む必要があります。

また、非正規雇用は、多様な就業ニーズに応える側面もあるものの、正規雇用を希望しながら非正規で働く人も少なくありません。女性の雇用者のうち非正規雇用者が過半数を占め、その多くは給与水準が低く、女性が貧困に陥りやすい要因になっていることから、不安定な非正規雇用環境の整備に向けた取組が必要です。

なお、経済の長期的低迷やグローバル化の進展等は、男性の雇用環境も不安定化・悪化させ、中高年失業者の増加や若年層への非正規雇用の拡大、長時間労働の常態化による心身の健康状態の悪化など人権尊重の視点から看過できない様々な問題が生じています。この背景にも、一人ひとりの多様な働き方に中立ではない制度や慣行があり、男女ともに安心して働き、暮らしていけるための雇用環境の整備が求められています。

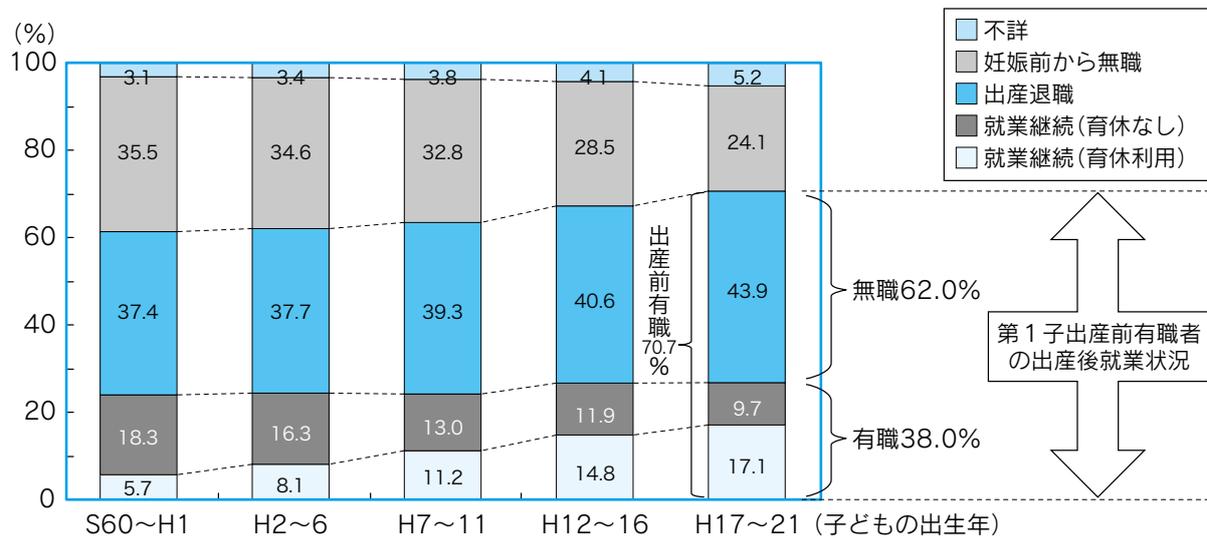
さらに、雇用の分野だけでなく、農林水産業や商工業等の自営業、起業の分野においても、男女が均等な機会と待遇の下で能力を発揮できる環境を整備し、経営への女性の参画を促進する必要があります。

● 男女別年齢階級別労働力率(平成22年)〔本県, 全国〕



資料：総務省「平成22年国勢調査」

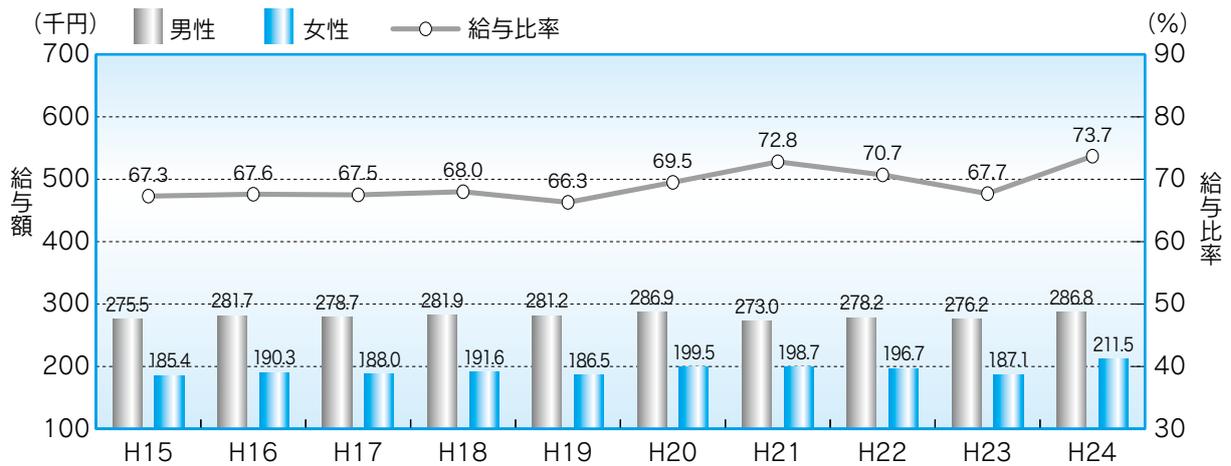
● 子どもの出生年別第1子出産前後の妻の就業経歴〔全国〕



(備考) 1. 国立社会保障・人口問題研究所「第14回出生動向基本調査(夫婦調査)」より作成
 2. 第1子が1歳以上15歳未満の子を持つ初婚どうし夫婦について集計
 3. 出産前後の就業経歴
 就業継続(育休利用) - 妊娠判明時就業～育児休業取得～子ども1歳時就業
 就業継続(育休なし) - 妊娠判明時就業～育児休業取得なし～子ども1歳時就業
 出産退職 - 妊娠判明時就業～子ども1歳時無職
 妊娠前から無職 - 妊娠判明時無職～子ども1歳時無職

資料：内閣府「平成24年版男女共同参画白書」

● 男女別平均所定内給与額と男女間給与比率の推移〔本県, 全国〕



資料：厚生労働省「賃金構造基本統計調査」

施策の方向と概要

(1) 雇用の分野における男女の均等な機会と待遇の確保

雇用の場における男女の均等な機会と待遇の確保を促進し、男女間の賃金や処遇等の格差の解消、「M字カーブ問題」の解消に向けた女性の就業継続や再就職の支援に取り組みます。

また、多様でかつ柔軟な働き方が選択でき、それぞれの職務や能力に応じた適正な処遇と労働条件が確保されるよう、均等・均衡待遇の促進を図ります。

①雇用の分野における男女の均等な機会と待遇の確保及び非正規労働者の雇用環境の整備促進のための関係法令や諸制度の普及・啓発

募集・採用、配置・昇進の雇用ステージにおける性別を理由とした差別の禁止を規定する男女雇用機会均等法*等関係法令の幅広い周知・啓発を図るとともに、男女間の賃金格差の解消を図るため労使への啓発を推進します。

また、パートタイム労働者などの非正規労働者の雇用条件や雇用環境の整備を促進するため、正規労働者との均衡のとれた公正な待遇の確保や通常の労働者への転換の推進等を規定するパートタイム労働法（「短時間労働者の雇用管理の改善等に関する法律」）をはじめ関係法令の周知を図ります。

なお、労働関係法令の遵守などにより、非正規労働者をはじめとした労働者の保護を図るとともに、個別労働紛争解決制度の周知により、個別的労使関係の安定化を図ります。

②女性の就労問題の把握と情報提供

男女の均等な就業機会等を確保するため、男女別の事業所の労働条件や採用状況、学生の就職活動状況の把握とその情報提供に努めます。

③セクシュアル・ハラスメント防止の取組促進

労使間や雇用者間のセクシュアル・ハラスメント*を防止するため、研修・相談体制の充実など、事業所の積極的な取組を促すとともに、取引先や顧客等の間で起きるセクシュアル・ハラスメントの防止に向けた啓発活動も展開します。

④雇用に関する各種相談への対応

雇用の場における差別や就業条件その他労働に関する相談に適切に対応します。

(2) 農林水産業・商工業等自営業の分野における就業環境の整備及び女性の経営参画の促進

農林水産業及び商工業等の自営業において、女性の貢献に見合う適正な賃金を確保し、女性が経済的地位を向上させるとともに、能力を十分発揮するため、研修機会の提供や就業環境の整備を促進し、経営等の方針決定過程への参画を進めます。

①農林水産業分野における就業環境の整備及び女性の経営参画の拡大と人材育成

農林水産業に従事する女性の家事・育児・介護等の負担の軽減や仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス*）を促進し、女性が男性と対等なパートナーとして農林水産業経営に参画することを実現するために、女性に経営者として必要な知識・技術を習得する機会を提供するとともに、農業分野においては、家族経営協定*の締結を推進します。

また、地域資源を生かした加工品開発や女性の起業活動等を支援します。

②商工業等自営業分野における就業環境の整備及び女性の経営参画の拡大と人材育成

商工業等自営業の就業環境を整備し、仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）を促進するとともに、女性の経営における役割や貢献が適正に評価されるよう商工会等を通じた普及啓発を行います。

また、女性の経営等の方針決定過程への参画を促進するため、能力開発の機会提供に努めます。

(3) 女性の能力発揮のための支援

固定的性別役割分担意識*を反映した「主たる働き手は男性で、女性は家計を補助するために働く」という慣行に基づく職業観について、解消を図るための啓発を行います。

また、労働者の就業能力の向上や就業希望者の職業選択については、性別にかかわらず個人の能力や個性、希望や意欲を踏まえた意識啓発や情報提供、能力開発等の支援に努めます。

なお、育児や介護を理由に離職した人の再就職は、離職期間が長期にわたる場合が多く、職種によっては職業能力の維持が難しいことや、本人の希望する職種や就業条件と企業の人材ニーズとの適合が困難なことなどから容易ではないため、そのことを踏まえた就労支援を行います。

①就業継続や再就職の支援

仕事と生活を両立するための制度等の情報や技能習得のための研修機会を提供するとともに、仕事や生活の悩みについて相談できる窓口の充実を図り、女性の就業継続を支援します。

また、再就職希望者に対して、必要な知識や情報の提供、相談対応等きめ細かい支援に努めます。

なお、子育て中の女性等に対する再就職支援を目的にハローワークに設置されたマザーズコーナーの周知により就労を促進します。

②職業能力開発等の支援

新たな職業能力を身につけるための職業訓練を実施します。

また、女性が働き続けていく上での悩みなどについての相談・助言を行います。

③起業に対する支援

商工業や農林水産業等で起業を目指す女性を支援するため、必要な知識を習得する機会や取組事例の情報等を提供するとともに、各種融資制度等の活用を図ります。

また、起業を目指す女性や起業した女性等のネットワーキングを支援します。

④新規就業に対する支援

就業希望者の就業を促進するため、情報提供、相談活動、就業先の紹介などの支援及び広報・啓発を推進します。

重点目標7 男女ともに能力を発揮できる就業環境の整備の促進

施策の方向及び概要	具体的施策	所管課・室
(1) 雇用の分野における男女の均等な機会と待遇の確保		
①雇用の分野における男女の均等な機会と待遇の確保及び非正規労働者の雇用環境の整備促進のための関係法令や諸制度の普及・啓発	広報誌等による関係法令等の普及	雇用労政課
	労働問題に関するセミナーの実施	雇用労政課
	就業に必要な知識やスキルを習得する講座の開催	男女共同参画室
②女性の就労問題の把握と情報提供	県内事業所の労働条件等に関する実態調査による現状把握	雇用労政課
③セクシュアル・ハラスメント防止の取組促進	セクシュアル・ハラスメント防止のための研修	男女共同参画室
④雇用に関する各種相談への対応	雇用の場における差別や就業条件に関する相談の実施	男女共同参画室 雇用労政課
(2) 農林水産業・商工業等自営業の分野における就業環境の整備及び女性の経営参画の促進		
①農林水産業分野における就業環境の整備及び女性の経営参画の拡大と人材育成	家族経営協定締結の推進	経営技術課
	農村における女性の地域農産物を活用した加工品開発等の起業活動の支援	経営技術課
	地域水産物を活用した加工品開発に向けた取組の支援	水産振興課
②商工業等自営業分野における就業環境の整備及び女性の経営参画の拡大と人材育成	商工会等の経営指導員による経営指導	商工政策課
	商工会等女性部の活動促進を図る研修等の実施	商工政策課
(3) 女性の能力発揮のための支援		
①就業継続や再就職の支援	就業継続や再就職に関する必要な知識や情報の提供と相談対応	男女共同参画室
	子育て中の女性等に対する再就職支援窓口（マザーズコーナー）の周知	雇用労政課
②職業能力開発等の支援	職業訓練の実施	雇用労政課
	就業に関する相談対応・助言	男女共同参画室
③起業に対する支援	起業のための知識や手法に関するセミナーの開催等各種支援の実施	商工政策課 産業立地課
	商工業・農林水産業に関する各種融資制度の実施	環境林務課 経営金融課 水産振興課 農業経済課
④新規就業に対する支援	就農を促進するための相談活動等各種支援や啓発の実施	経営技術課
	林業への新規就業を促進するための相談活動等各種支援や啓発の実施	森林経営課
	漁業への新規就業を促進するための相談活動等各種支援や啓発の実施	水産振興課
	福祉分野の職業紹介	社会福祉課

重点目標
8

仕事と生活の調和を図るための環境づくりの促進

【現状と課題】

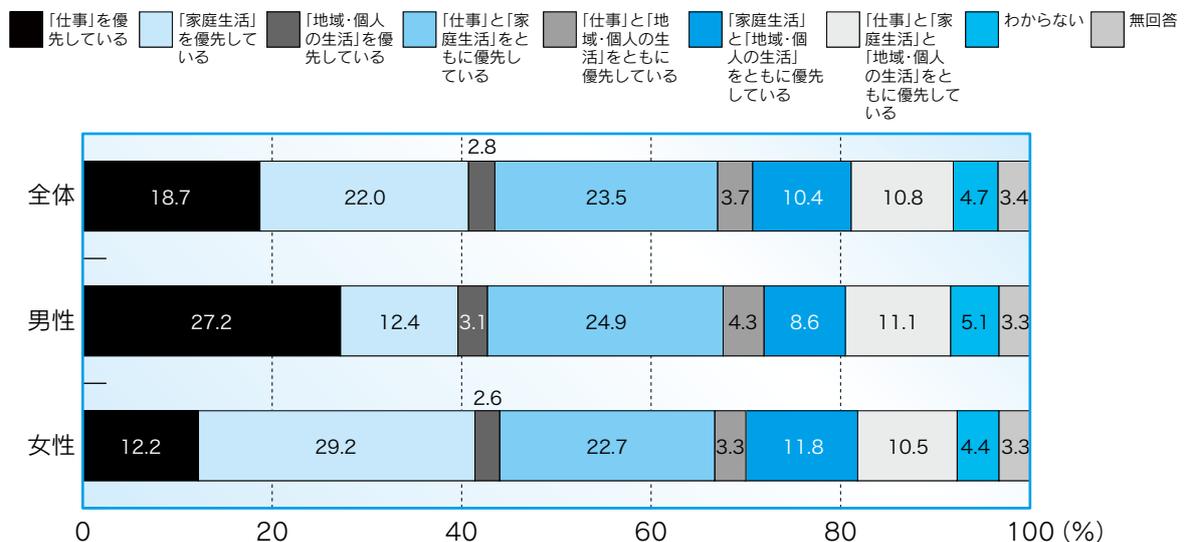
仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス*）は、健康や趣味、学習といった個人的領域においても、仕事やボランティア活動等地域貢献活動といった社会的領域においても、自己実現を可能にするとともに、育児や介護を含め家庭生活に家族がともに責任を果たし、安心して暮らしていく上でも重要です。

また、少子高齢化や雇用環境の変容、社会経済のグローバル化等が進展する中で、職場優先の組織風土や長時間労働と性別役割分担を前提とした労働慣行を見直し、仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）の実現を図ることは、女性の「M字カーブ*問題」の解消や政策・方針決定過程への参画の拡大を進める上で不可欠であり、経済社会の持続可能な発展や経済活動の活性化につながるものです。

しかしながら、県民意識調査で「仕事」「家庭生活」「地域・個人の生活」の優先度についての希望と現実を尋ねたところ、男女とも「仕事と家庭生活をともに優先したい」など、複数の活動をバランスよく行いたいとする人の割合が高いものの、現実には、「仕事」あるいは「家庭生活」など、単一の活動を優先している人の割合が高い傾向が見られました。

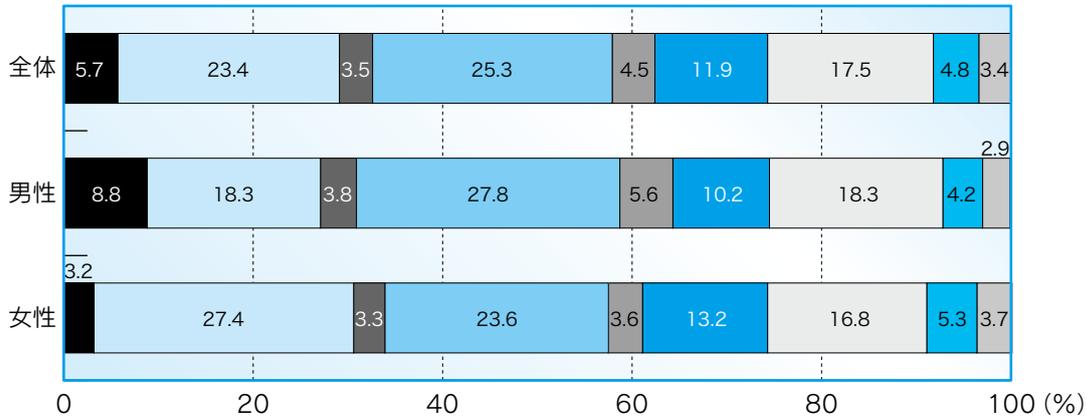
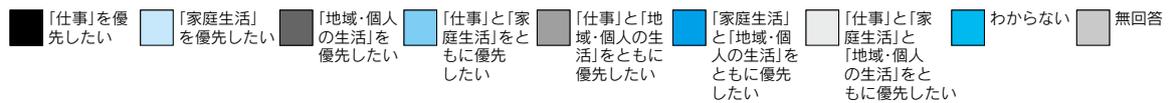
このため、仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）の実現に向けて、子育てや介護等に係る家族への支援策との密接な連携を図った取組を、事業所や地域の団体等とともに着実に進めるとともに、一人ひとりの意識と行動の改革に働きかける啓発を行っていく必要があります。

● 男女の仕事、家庭生活、地域活動の優先度（現状）〔本県〕



資料：「平成 23 年度鹿児島県の男女の意識に関する調査」

● 男女の仕事, 家庭生活, 地域活動の優先度(希望)〔本県〕



資料：「平成 23 年度鹿児島県の男女の意識に関する調査」

施策の方向と概要

(1) 仕事と生活の調和を図るための社会的気運の醸成と環境整備

仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）の実現に向けて、社会的気運の醸成を図るとともに、長時間労働の抑制や公正な処遇を伴う多様な働き方の普及、男性の家事・育児参画の促進及びそれを可能にする職場環境の整備等を進めます。

なお、雇用の場だけではなく、農林水産業や商工業等自営業の場においても仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）の普及を図ります。

① 仕事と生活の調和に関する意識啓発の推進

仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）は、個人生活の充実と経済社会の活性化につながるものであることについて社会的理解を深め、事業所における職場優先の組織風土の変革や、男性を含めた働き方の見直しと固定的性別役割分担意識*の解消につながる意識啓発を進めます。

② 就業の場における仕事と家庭の両立支援の取組の促進

「次世代育成支援対策推進法」に基づく一般事業主行動計画の策定の促進等を通じ、事業所に対して労働時間の短縮等働き方の見直しや仕事と家庭の両立支援に関する制度の導入・定着を促し、仕事と家庭の両立を可能にする就業環境の整備に努めます。

また、農林水産業や商工業等自営業においても、従事者の仕事と育児や介護との両立など仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）を図るための普及啓発に努めます。

③仕事と子育てや介護との両立のための制度等の普及，定着促進

育児や介護による休業，短時間や短日数の勤務，テレワーク*等，ライフスタイルに応じた多様な働き方が，公正な処遇が確保された上で，主体的かつ柔軟に選択できる環境の整備に向けて普及啓発に努めます。

育児休業制度や介護休業制度，その他仕事と子育てや介護の両立のための関係法令等の周知を図り，事業所におけるそれら関係制度の定着に努めます。

(2) 多様なライフスタイルに対応した子育てや介護の支援

性別や就労の有無にかかわらず，安心して子育てや介護ができる社会の実現に向け，「社会全体で子育て・介護を支える」という基本的な考え方に立って，保育所待機児童の解消や多様化する保育ニーズへの対応，子育て支援拠点の整備，介護支援策の充実を図ります。

①多様化するニーズに対応した保育・介護サービスの充実

子育て家庭の多様なニーズに対応するため，延長保育，休日保育，病児・病後児保育等の様々な保育サービスの充実を図るとともに，保育所待機児童の解消に努めます。

また，介護家庭の多様なニーズに対応するため，介護サービスの充実や介護予防の推進を図ります。

②子育て支援拠点施設等の整備

就業の有無にかかわらず，子育て中の親子が相談，交流，情報交換できる地域子育て支援拠点施設の整備を図るとともに，臨時的・突発的な保育等を地域における相互援助活動として行うファミリー・サポート・センター*の設置促進を図ります。

また，子どもの就学後も保育ニーズに切れ目なく対応するため，放課後対策の充実を図ります。

③地域住民等の力を活用した子育て・介護環境の整備

子育て家庭相互や子育て家庭と地域の人々との交流が図られるよう，交流の場の提供や子育てサークル等の取組を促進するなど，子どもが地域社会の中で心豊かに育まれる環境づくりを推進します。

また，地域ぐるみで介護を支える仕組みづくりに取り組みます。

④子育て・介護のための生活環境の整備

ハード・ソフト両面におけるバリアフリー*化の推進などにより，子どもと子育て中の人，高齢者とその介護者等が安全で安心して生活ができるまちづくりに取り組みます。

重点目標8 仕事と生活の調和を図るための環境づくりの促進

施策の方向及び概要	具体的施策	所管課・室
(1) 仕事と生活の調和を図るための社会的気運の醸成と環境整備		
①仕事と生活の調和に関する意識啓発の推進	仕事と生活の調和に関するセミナーの開催	男女共同参画室
②就業の場における仕事と家庭の両立支援の取組の促進	仕事と子育ての両立支援に取り組む企業の登録・普及	雇用労政課
	妊婦及び子どものいる世帯を地域全体で応援する気運の醸成	青少年男女共同参画課
	仕事と家庭生活との両立支援に取り組む県内建設業者への優遇措置	監理課
	農林水産業や商工業等自営業の従事者の仕事と生活の調和の普及	商工政策課 経営技術課 森林経営課 水産振興課
③仕事と子育てや介護との両立のための制度等の普及，定着促進	広報誌等による仕事と生活の両立支援や育児・介護休業取得促進のための労働関係法令や諸制度の普及	雇用労政課
	育児・介護休業取得状況の調査と結果の公表	雇用労政課
(2) 多様なライフスタイルに対応した子育てや介護の支援		
①多様化するニーズに対応した保育・介護サービスの充実	病院内保育施設の設置促進	保健医療福祉課
	保育所待機児童の解消	青少年男女共同参画課
	延長保育，休日保育，病児・病後児保育等の実施	青少年男女共同参画課
②子育て支援拠点施設等の整備	地域子育て支援の拠点の設置促進	青少年男女共同参画課
	児童館の整備促進	青少年男女共同参画課
	放課後児童クラブの設置促進	青少年男女共同参画課
	ファミリー・サポート・センターの設置促進	雇用労政課
③地域住民等の力を活用した子育て・介護環境の整備	子育てサークル等の取組の促進	青少年男女共同参画課
	要介護高齢者等の地域での介護環境，見守り・支え合い体制の整備	介護福祉課
④子育て・介護のための生活環境の整備	公共施設のバリアフリー化の推進	障害福祉課
	安全な道路交通環境の整備	道路維持課
	公園の整備	都市計画課

重点目標

9

男女共同参画の視点に立った地域づくり活動の推進

【現状と課題】

人々にとって家庭とともに最も身近な暮らしの場である「地域」は、少子高齢化・過疎化の進行、地域社会を取り巻く社会経済情勢の変化に伴う雇用環境の悪化や商店街の衰退、一次産業の担い手不足、経済的困窮や社会的孤立の状態にある生活に困難を抱える人の増加、家庭における育児・介護の困難や暴力・虐待の発生、犯罪や災害の危険など、多くの課題を抱えています。

これら多様化・複雑化する地域課題の解決に、行政のみが公共サービスを提供して対応するあり方から、地域の多様な主体との協働により「新しい公共*」を担うあり方が求められています。

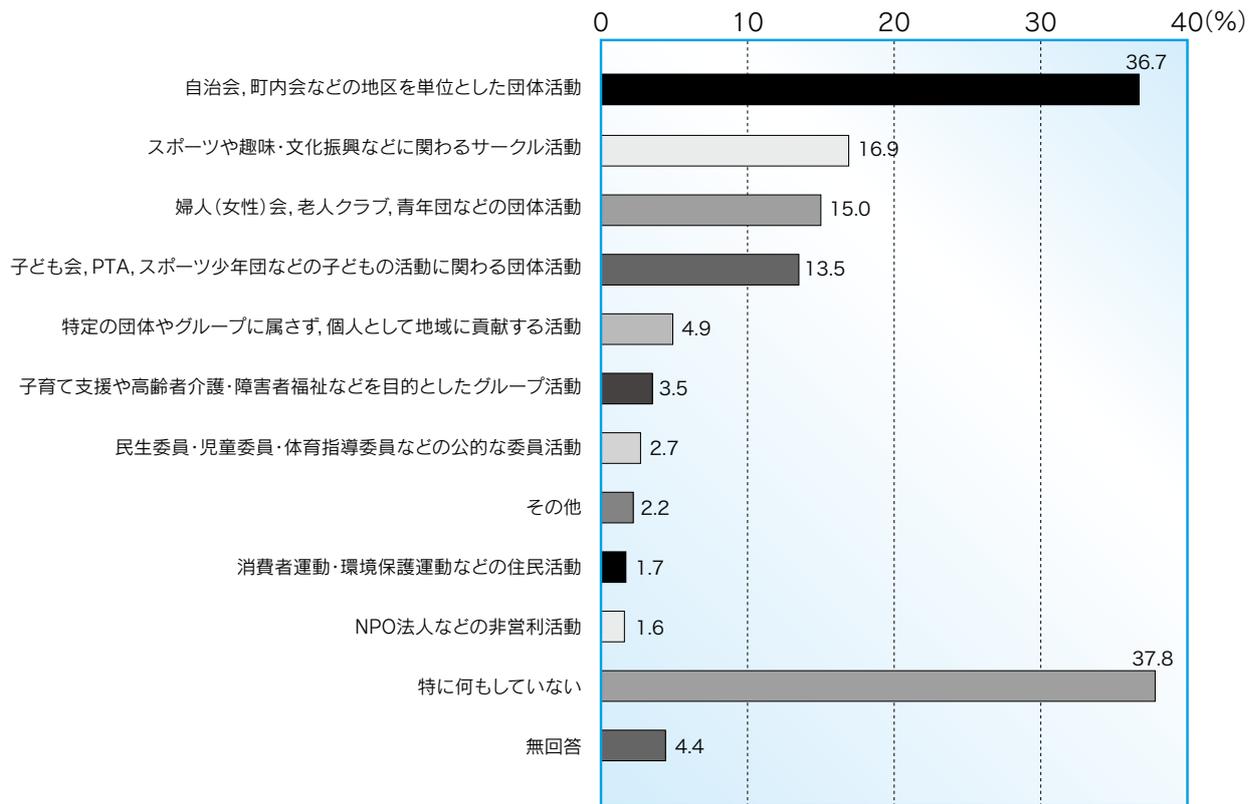
「日本一の暮らし先進県」を目指す本県においては、県民一人ひとりのより豊かで活力に満ちた暮らしづくりを支えるために、NPO、自治会等地域コミュニティ*における組織等が、県や市町村と協働して、「公助」のみでは担いきれない地域課題の解決に向けた様々な地域づくり活動を積極的に展開しています。

これらの活動が確かな地域力の向上と持続可能な地域社会の実現につながるためには、人権尊重と男女平等を基盤とする男女共同参画の視点を通し、性別や年齢、障害の有無等を超えて、様々な立場を生きる人々が共に生きていくことを支える男女共同参画社会の実現に向けた取組が不可欠です。しかしながら、その認識は未だ十分浸透しておらず、地域課題の解決を困難にしています。

また、自治会等地域コミュニティにおける組織が世帯単位の慣行や性別による固定的な役割分担意識に基づき運営されると、住民の家族形態やライフスタイルの多様化等に伴う地域社会の変容への対応が困難になり、若い世代や単身者等の地域との関わりが希薄化するだけでなく、地域コミュニティ活動への参加の機会を阻む要因ともなります。

このようなことから、男女共同参画意識や地域コミュニティ意識の醸成を図るとともに、地域課題の解決に向けた実践活動を行う人材や団体の育成・支援を行い、男女共同参画の視点に立った地域づくり活動を推進する必要があります。

● 地域における活動への参加状況〔本県〕



資料：「平成 23 年度鹿児島県の男女の意識に関する調査」

施策の方向と概要

(1) 地域における男女共同参画推進の基盤づくり

地域における男女共同参画推進の拠点である男女共同参画センター*の機能の充実を図るとともに、男女共同参画地域推進員*など地域で男女共同参画を推進する人材の育成や男女共同参画の視点に立った地域づくり活動を実践する団体の支援等により、男女共同参画を推進する基盤づくりを進めます。

①鹿児島県男女共同参画センターの機能の充実

民間団体との連携、協働等による事業実施や意見交換、地域・県民のニーズの反映等により、男女共同参画センターの事業内容の充実を図ります。

②男女共同参画の推進役となる人材の育成・支援

男女共同参画センター等において、男女共同参画地域推進員など地域で男女共同参画を推進する人材を育成するとともに、その活動を支援します。

また、男女共同参画の推進に取り組む団体の活動を支援します。

③市町村やNPO等との連携、協働

市町村や民間団体の男女共同参画の取組を支援するほか、市町村やNPO等が協働して実施する男女共同参画の視点に立った地域づくり活動を支援します。

なお、共生・協働センター等が行う地域づくり活動の支援やその担い手の育成に当たっても、地域づくり活動に男女共同参画の視点が必要であることの理解の浸透に配慮します。

(2) 男女共同参画の視点に立った地域コミュニティ活動等様々な地域づくり活動の促進

性別や世代を超えて多様な立場を生きる人々が地域コミュニティ活動等に参画し、地域を支える担い手として活躍できるよう、一人ひとりを尊重する対等な人間関係を基盤に、性別や年齢等で役割を固定することなく、それぞれの個性や能力が発揮できる地域づくりを推進します。そのため、自治会等の地域活動が行われる場を活用して、「協働」「男女共同参画」の視点を入れた地域づくりについて学習機会を提供します。

また、男女共同参画の視点を踏まえて活動する団体のネットワーキングを支援します。

①地域づくり活動における男女共同参画の視点の導入と女性の参画拡大

男女共同参画の視点に立った地域づくりについて研修会等を実施するとともに、市町村、地域住民、男女共同参画地域推進員、NPO等が協働で行う地域課題解決のための男女共同参画の視点を立てた地域づくり活動を支援します。

また、地域コミュニティにおいて、性別や年齢等にかかわらず広く住民の中から活動の担い手の育成を図るとともに、固定的性別役割分担意識*を解消するための意識啓発を推進し、方針決定過程への女性の参画拡大を図ります。

②男女共同参画の視点に立った高齢男女の社会参加の促進

高齢男女が他の世代とともに社会を支える重要な一員として活躍できるよう、一人ひとりの知識や経験、技能を生かした社会参加を支援します。

③男女共同参画の視点に立った安全・安心なまちづくりの推進

地域における犯罪の発生を予防するための防犯活動及び高齢者の見守り活動などに、男女双方の幅広い世代の参画を促進します。

④男女共同参画の視点に立った観光、国際交流、環境等分野の取組の推進

観光、国際交流、環境等の分野における取組について、男女双方のニーズに配慮するとともに、女性の参画拡大や人材の育成を推進します。

重点目標9 男女共同参画の視点に立った地域づくり活動の推進

施策の方向及び概要	具体的施策	所管課・室
(1) 地域における男女共同参画推進の基盤づくり		
①鹿児島県男女共同参画センターの機能の充実	職員の育成を図る研修機会の確保と体制整備	男女共同参画室
	男女共同参画センターサポーターの養成及び活動展開	男女共同参画室
	NPO等との連携、協働による事業展開	男女共同参画室
	男女共同参画審議会、協働・連携団体意見交換会、男女共同参画に関する県の施策に対する申出処理制度等の活用による県民のニーズを反映した運営	男女共同参画室
②男女共同参画の推進役となる人材の育成・支援	男女共同参画地域推進員の育成及び活動の支援	男女共同参画室
	男女共同参画に関する講座の開催による人材育成	男女共同参画室
	男女共同参画センター登録団体の活動支援	男女共同参画室
③市町村やNPO等との連携、協働	市町村における男女共同参画の取組支援	男女共同参画室
	NPO等との協働による広報・啓発活動の実施	男女共同参画室
	男女共同参画の視点に立った住民との協働の促進	男女共同参画室
	NPO等との協働による県事業の取組促進	共生・協働推進課
	自治会・NPO等が実施する地域コミュニティの機能を高めるモデル事業に対する支援	共生・協働推進課
	NPO等を支援する県共生・協働センターの機能充実	共生・協働推進課
	NPO法人等の経営基盤の安定・強化に必要な資金の支援	共生・協働推進課
(2) 男女共同参画の視点に立った地域コミュニティ活動等様々な地域づくり活動の促進		
①地域づくり活動における男女共同参画の視点の導入と女性の参画拡大	男女共同参画の視点に立った地域づくりについての学習機会の提供	男女共同参画室
	男女共同参画地域推進員やNPO等による地域課題解決のための実践活動の促進	男女共同参画室 共生・協働推進課
	地域コミュニティ活動における方針決定過程への女性の参画拡大と多様な主体の参画促進	男女共同参画室
②男女共同参画の視点に立った高齢男女の社会参加の促進	生きがいづくりの推進	長寿・生きがい推進室
	高齢者リーダー等の養成	長寿・生きがい推進室
	シニア世代の社会参加の促進	長寿・生きがい推進室
	老人クラブ活動の促進	長寿・生きがい推進室
	シニアボランティアの活動支援	社会福祉課

施策の方向及び概要	具体的施策	所管課・室
③男女共同参画の視点に立った安全・安心なまちづくりの推進	女性や子どもに対する犯罪の発生を予防するための取組の実施	生活・文化課
	高齢者の見守り活動の促進	社会福祉課 介護福祉課
④男女共同参画の視点に立った観光、国際交流、環境等分野の取組の推進	観光、国際交流、環境等分野における男女双方のニーズへの配慮、女性の参画の拡大及び人材の育成	地球温暖化対策課 観光課 国際交流課

3 戦略的取組

①子どもの頃から男女共同参画の理解を深めるための教育現場における取組の推進

性別に焦点を当てた最も身近な人権問題について当事者意識を持って考える男女共同参画の学びを通して、子どもたちには、人権意識や男女平等意識が醸成されることになります。そのことによって、将来を見据えた自己形成の基盤である自己肯定感や自己尊重感が育まれ、多様な生き方・働き方を主体的に選択する力を身につけることとなります。また、いじめや虐待など子どもたちを取り巻く深刻な人権問題の解決にもつながります。

このため、男女共同参画と子どもに係わる部局及び市町村が連携、協働し、子どもたちが男女共同参画の理解を深める取組を学校、家庭、地域が一体となって推進します。

【主な取組】

- ・児童・生徒への男女共同参画の理解を深めるための学習の提供
- ・教職員や保護者を対象とした男女共同参画についての研修の実施
- ・生徒に対する男女共同参画の視点を踏まえたキャリア教育の実施
- ・生徒に対するリプロダクティブ・ヘルス/ライツ（性と生殖に関する健康と権利）に基づく人権の視点に立った性教育の実施
- ・生徒や学生を対象とした交際相手からの暴力を未然防止する教育の実践

②産業分野における女性の活躍の促進

女性にとって男性同様その能力を発揮する機会を得ることは、個人の自己実現と生活の安定を図る上で不可欠なことです。

また、経済が低迷し、労働人口の減少が進行する中、女性をはじめとする多様な人材が経済活動に参画することは、労働供給を量的に確保するという観点に加えて、グローバル化や消費者ニーズの多様化への対応が迫られている地域経済の活性化にも不可欠であるとともに、持続的に新たな価値を創造することが可能なシステムを構築する上でも必要です。

このため、男女共同参画と様々な産業を所管する各部局が連携、協働して、女性の活躍を促進する取組を推進します。

【主な取組】

- ・女性による起業の支援
- ・様々な産業分野におけるポジティブ・アクションの取組の促進と女性の人材育成
- ・政策・方針決定過程への女性の登用促進

③男性の固定的性別役割分担意識の解消と仕事と家庭・地域活動との調和のための意識啓発と環境整備

男女共同参画社会は、多様な生き方を尊重し、全ての人が職場、地域、家庭などあらゆる場面で活躍できる社会であり、男性にとっても暮らしやすい社会です。

固定的性別役割分担意識の解消や男女共同参画の理解を深めるための男性への積極的な働きかけは、長時間労働、介護、自死、地域における孤立化など男性が直面する課題に対応し、仕事と家庭・地域生活との調和を実現するためだけでなく、女性のあらゆる分野への参画拡大や雇用環境の改善、女性に対する暴力の根絶を図るためにも必要です。

そのため、男女共同参画と職場教育や社会教育の関係部局、事業所等が連携して、男性に意識啓発の機会を積極的に提供します。また、問題や悩みを抱える男性を支援するため、相談窓口を所管する部局が連携して、その充実を図るほか、地域づくりに係わる部局が市町村とも連携して、男性の地域参画を促進する取組を推進します。

【主な取組】

- ・男性を対象とした男女共同参画に関する学びと交流の場の提供
- ・男性相談窓口の充実

④女性が働き続けることができ、暮らしていけるための雇用の問題解消等セーフティネット機能の充実

経済の低迷や経済社会のグローバル化、それに伴う雇用環境の悪化等により、貧困に陥る層が拡大していますが、特に女性は、出産・育児等により就業を中断する人や非正規労働者が多いこと、賃金等に男女格差があること、女性に対する暴力が就業など社会参加を困難にしていることなどを背景に、貧困など生活上の困難に陥りやすく、中でも、高齢単身女性や母子世帯は、相対的貧困率が高くなっています。

また、障害のある女性や日本で働き生活する外国人女性などは、女性であることで複合的に困難な状況に置かれている場合が少なくありません。

そのため、女性が働き続けることができ、暮らしていくことを支えるために、雇用機会の創出・確保を図るほか、家族や地域の持つ相互扶助機能の低下に対応したセーフティネットの再構築や、個人の様々な生き方に沿った切れ目のない支援を推進します。

【主な取組】

- ・女性に対する就労訓練や研修機会の提供、相談対応等による新規就労、就労継続、再就職等の支援

⑤ 配偶者等からの暴力被害者に対する切れ目のない支援の充実

配偶者（元配偶者や内縁関係にある又はあった者を含む。）からの暴力の被害者の多くは女性であり、加害者は、社会的地位や信用、経済力、腕力などを背景に、様々な暴力の形をとって被害者を支配しようとしています。被害者は、結婚や家族に関する社会通念や固定的性別役割分担、被害者に対する社会的支援の不備等、社会の構造的問題や様々な制約の中で、暴力の状況から抜け出すことは困難で、被害は深刻化する傾向にあります。抜け出したとしても、加害者の追跡や子育ての不安等を抱えながら、心身の回復や経済的自立には長い時間を要します。

また、同じく、力と支配の構造から起きる交際相手（元交際相手を含む。）からの暴力（デートDV）も、被害者の日常生活や学校生活、仕事等に深刻な影響を与えています。

そのため、配偶者暴力相談支援センターを中核に、関係部局が市町村及び関係機関・団体と連携して、被害者の安全確保、相談対応から保護、自立支援における切れ目のない総合的支援を実施します。

【主な取組】

- ・地域における各配偶者暴力相談支援センターを核とした警察、市町村、関係機関・団体のネットワークの強化
- ・相談員等被害者支援に係わる人材を養成する講座の開催

⑥ 誰もが出番と居場所のある地域づくり活動の促進

地域コミュニティにおける様々な活動が、特定の性や年齢層等で担われていることにより、住民の価値観やライフスタイル、家族形態の多様化への対応を困難にし、人間関係の希薄化や単身者等の孤立化などの問題が生じていることがあります。

これらの解決を図り、一人ひとりが緩やかにつながり合い、支え合い、誰もが出番と居場所がある地域社会を形成していくためには、地域づくりに性別や年齢、障害の有無にかかわらず多様な人々が参画できるよう、「一人ひとりの人権の尊重」を基盤とする男女共同参画の視点が不可欠です。

地域コミュニティにおける活動に男女双方の参画を推進し、複雑化・多様化する地域の課題を解決するために、関係部局と市町村、NPO等地域の多様な主体が連携、協働し、男女共同参画の視点に立った地域づくり活動を促進します。

【主な取組】

- ・男女共同参画の視点に立った地域課題解決型実践活動の支援